

# 兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課） …	5
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（同） ……………	10
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（人事課） ……………	11
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同） ……………	12
○ 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同） ……………	13
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同） ……………	14
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部 を改正する条例（同） ……………	16
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課） ……………	17
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課） ……………	80
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民躍動課） ……………	84
○ 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（芸術文化課） ……………	85
○ 青少年愛護条例の一部を改正する条例（男女青少年課） ……………	86
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改 正する条例（福祉部総務課） ……………	87
○ 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（医務課） ……………	89
○ 兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（農業改良課） ……………	90
○ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（水大気課） ……………	91
○ 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（都市政策課） ……………	93
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課） ……………	94
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課） ……………	95
○ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教職員企画課） ……………	96
○ 兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課） ……………	97
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企画課） ……………	98
○ 県立大学授業料等無償化基金条例（教育課） ……………	99

## 公布された法令のあらまし

### ◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

宅地造成等規制法の一部改正により、知事は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、これらの区域内で行う盛土等を許可の対象とすること等に伴い、当該許可等の事務を加古川市等が処理することとする等所要の整備を行う。

### ◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

### ◎兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 職員の定年等に関する条例の一部改正により段階的に引き上げられる定年に達する職員が生じることに伴い、知事の事務部局の職員、警察官、警察官以外の警察職員及び病院事業の職員の定数を減員することとした。
- 2 児童福祉司等の配置基準に対応するため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 3 令和5年度におけるスポーツに関する業務の教育委員会の事務部局からの移管に伴い一時的に知事の事務部局に配置した教職員について、段階的に知事の事務部局の職員への振替えを実施することとし、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 4 サイバー空間における対処能力及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、

福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第19号

福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

第1条 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第6項中「第2条第16号」を「第2条第18号」に改め、同条第7項中「第2条第17号」を「第2条第19号」に改める。

第24条の6第1項中「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第23条」を「第24条」に改める。

第2条 福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号、第2号及び第5号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第24条の6第1項中「第24条」を「第25条」に改める。

別表第1規模の欄中「すべて」を「全て」に、「第21条」を「第22条」に改める。

別表第2廊下等の項建築物特定施設の欄中「廊下等」の右に「(廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。)」を加え、同項事項の欄中「車いす」を「車椅子」に改め、同表傾斜路の項中「<sup>こう</sup>勾配」を「勾配」に改め、同表エレベーターその他の昇降機の項中「かご」を「籠」に改め、同表便所の項の次に次のように加える。

劇場等（劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂をいう。以下同じ。）の客席	車椅子を使用している者が円滑に利用することができる場所の設置及び構造その他の劇場等の客席の構造及び配置に関する事項
------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

別表第2ホテル又は旅館の客室の項及び駐車場の項中「車いす」を「車椅子」に改め、同表浴室等の項建築物特定施設の欄中「浴室等」の右に「(浴室又はシャワー室をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

